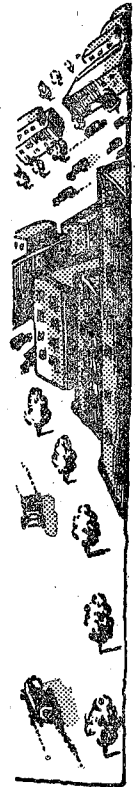


研究

フランスの道路行政 (完)

武若時一郎



第七節 道路の財政制度

第一款 國 道

三八八 國道は全部國庫の費用に於て新設、改築及び維持される。道路及び橋梁の通常の維持及び修繕、パリの車道の維持（之は大交通路に屬するが、パリ市と國との共同の費用を以つて維持される）等の爲に、毎年經費を土木省の豫算の中に計上してゐる。

三八九 新設工事は請負 *entreprise* に依つて施行される。維持工事は契約に依り、請負人が道路の維持及び改裝

に要する材料を供給し、行政廳の指定する場所に之を配給することになつてゐる。この契約は純然たる私法上の供給契約 *marché de fournitures* であらうけれども、裁判上の管轄に付ては土木契約 *marché de travaux publics* と看做され、行政裁判所の権限に屬してゐるのである。材料が配給されると、維持工事は技師の監督の下に、日給の土木工夫 *cantonniers* に依つて施行される。土木工夫は道路の一定の區域（之を工區 *canton* と稱する）毎に一人づゝ配置されてゐて、道路の日常の保存に必要な手業工事を擔任するものである。土木工夫主任 *cantonnier chef* が之を監督

してゐる。

三九〇 道路の維持に對する負擔の代償として、國は道路から若干の收入を擧げてゐる。道路に植栽した樹木の果實を小作せしめ又は賣却し、斜面、路肩等に生えた草を賣却することが出来る。又、道路に落ちる雨水を有償で私人に讓渡することも出来る。國は道路敷の所有者として、地下を占有する鑛業者から、地表の所有者に支拂ふべき地代 *redevance foncière* を取る權利を有してゐる。

三九一 國は十九世紀の當初以來、國道の車道の使用に付、通行税 *peages* 又は入市税 *taxes aux hautes* に依つて公衆に金錢を支拂はしめる慣行を廢止した。今日では、道路の使用は絶対に無償である。道路の附屬物に關して私人に與ふることを得る排他的收益權の特許 *concession de jouissance privative* 及び道路占用の許可は別であつて、この場合に於ては、國に使用料 *redevance* を支拂ふべき旨を命じることが出来る。

三九二 従前は貸取橋梁の設置を私人に特許してゐたが

一八八〇年七月三〇日法以來、國道及び縣道に付てはこの方法を廢止し、既存の特許企業の回收を命じた。因みに、市町村に於ては、今猶ほ財源の不足を補ふ爲に特許に依ることが出来る。この場合の特許は、一般に入札に依つて行はれ、尙勅令を以つて許可されることを必要とする。

第二款 縣 道

三九三 縣は縣道の新設、改築及び維持に關する費用を負擔しなければならぬ。この費用は隨意的のものである(縣會に關する一八七一年八月一〇日法)。法律に依つて處分を認められた一般財源しか有してゐない。縣は國が國道から擧げると同一の收入を縣道から擧げることが出来る(天産物の賣却、地代、排他的占用料)。

第三款 市街地 道路

三九四 市街地内に於ては新設、矯正及び維持の費用に付ては、全然市町村のものである街路及び廣場と、國道、縣道及び市町村道の間道とを區別しなければならぬ。國縣道の間道に付ては、車道の維持は國又は縣の負擔であつて、

斜面、歩道又は路肩のみが市町村道路制度に従つてゐるのである。市町村道の間道に關しては、爾餘の部分と同一の制度に依る。

三九五 純然たる市町村の街路及び廣場に付ては、その開設及び維持に要する費用は全部市町村の負擔となつてゐる。尙、この費用は市町村の義務費 *dépenses obligatoires* となつてゐない。道路に關する費用で義務費の性質を有するものは、建築線計畫及び基準線計畫の作成に要するものだけである（市町村の組織に關する一八八四年四月五日法第一三六條註）

註 一八八四年四月五日法第一三六條要旨——市町村は左に掲ぐる費用を支辨する義務を負ふ。一四、建築線計畫及び基準線計畫の設定及び維持に關する費用。

三九六 市町村は、國道又は縣道に關し、それぞれ國又は縣に屬すると同一の權利を、自己の道路に關して有してゐる。故に占用料を支拂はなければ、その道路の附屬物の占用を許可しないといふことも出来る（一八八四年四月五

日法第一三三條第七號註）。この規定の例外として、電信電話線の建設に付ては、國に對してこの條件を附することを得ない。

註 一八八四年四月五日法第一三三條要旨——經常豫算の歳入は左に掲ぐるものより成る。七、道路、河川、港灣、河岸その他公共の用に供する場所に關する停駐及び貸付の許可に因つて生ずる收入。

三九七 市町村は建築線指定書及び建築許可書の交付に對する道路手数料 *droits de voirie* 市街地内に存する道路の路面の一時又は長期の占用許可に對する停駐貸付料 *droits de stationnement et de location* を徴收することを認められてゐる。この點に付ては、國縣道又は市町村道と、所謂街路及び廣場とを區別する必要はない。唯一の差異は、稅率は大交通路の附屬物に關する場合は、知事であつて、土木大臣の許可を受けねばならない點である。

三九八 街路の擴張若くは新道の貫通、又は下水渠の築設が沿道者に與ふる特別の利益を理由とし、特定の市に於

てはこの種の工事を起す場合に、沼澤地の干拓に關する一八〇七年九月一六日法第三〇條の適用を求めることが出来るであらう。本條の規定に依れば「新道ノ開設、新廣場ノ設置、岸壁ノ築造其ノ他縣又ハ市町村ノ工事ニシテ政府ノ命ニ依ルモノ又ハ其ノ許可ヲ得タルモノノ施行ニ因リ、土地ガ新ニ其ノ價格ヲ増加シタル場合ニ於テハ、其ノ土地ニ對シ得タル利益ノ二分ノ一以内ニ於テ負擔金納付ノ義務ヲ課スルコトヲ得」。

第三二條に依れば、この増加負擔金 *indemnités de plus-value* は、内務大臣の報告に基き、且つ第三〇條及び第三一條の適用を要するときは、關係當事者の意見を徴したる後公布さるゝ勅令に依つて之を決定した場合に、始めて施行された工事に隣接する土地の所有者に納付の義務が発生するのである。企業毎に特別の勅令を發布することが必要とされてゐる。

註 一八〇七年九月一六日法第三一條要旨——増價負擔金は債權者の選擇に依り現金若は四分附公債に依り又は土地の一部

の無償讓渡に依りて之を辨濟すべし。又債務者は増價に因り負擔金を課せられたる土地若くは建物の全部を無償讓渡することを得。この場合に於ては右の物件が増價を生じたる工事の施行前に有したる價值に依りて評價を爲すものとす。

三九九 縣及び市町村の歳入出の行政的方法を定めた革命曆第七年霜月一日法（第四條）は、「大道 *grande voie* ニ屬セザル部分ノ鋪石ノ維持」に關する費用を市町村の費用の中に加へてゐる。然しこの規定はあつても、革命曆第七年霜月一日法以前の舊政體當時の規則乃至慣行が現に行はれ、之に依つて沿道土地所有者が鋪裝 *Parage* の新設、修繕又は維持に關する工事に要する費用の全部又は一部を負擔する義務を有する市に於ては、この舊慣行の存在を知事に依つて認められたときは、その經常財源が工事施行の費用を支辨するに不足なる場合に限り、この舊慣行を援用し、土地所有者をして工事費に協力せしめることを妨げないのである。次に工事は市町村の請負人に依つて施行される。次で知事に依つて執行力を附與された直接稅名

簿に依つて土地所有者から徴收される（一八四一年六月二五日法）。

四〇〇 歩道の施行、修理又は維持に關しては、市町村は舗装に付ては、舊慣行があれば之に依り、又舊慣行の存せざるときは、歩道新設費の分配に關する一八四五年七月七日法に依ることが出来る。本法の第一條に依れば、建築線計畫が決定されてゐる街路及び廣場にして、市町村會の申請に因り歩道の新設が公益の認定を受けたもの（縣令に依る。地方分權に關する一八五二年三月二五日勅令第一條甲號表第五四號）に在つては、歩道新設費を市町村と沿道土地所有者とに分配することが出来る。もし舊慣行が歩道の當初設置費のみならず、維持費をも沿道者の負擔としてゐる場合には、市町村はこの慣行に依ることが出来る。沿道土地所有者の負擔に屬する部分は直接税と同一の方法に依つて徴收される。

四〇一 道路の掃除は、道路の維持と見ることが出来る。市町村長は住民に對し、その所有地の前の道路を掃除する

ことを命じる權能を持つてゐる。國務參事院の議を経たる勅令に依つて許可を得た市に於ては、この義務を掃除税 *taxe de balayage* に轉換することが出来る。掃除税は直接税と看做され、稅率は市會の議決に依るが、國務參事院の議を経たる勅令を以つて認可されることを必要とする。

四〇二 最後に、關係土地所有者は市の行爲を代行することが出来る。一八八八年一月二二日法第二條第七項に依れば、道路の開設、擴張、延長及び舗装その他、總て市及びその郊外、町、村及び部落 *hameaux* に於ける公共的性質を有する整理 *aménagement* に付ては、許可土功組合 *association syndicale autorisée* を設立することが出来る。但しこの組合の設立は、施行せむとする工事が國務參事院の議を経たる勅令に依り、豫め公益の認定を受けてゐることを條件とする。

四〇三 尚この外に次の様な規定が設けられてゐる。(1) 組合は總會に於て、議決權の三分の二以上を代表し不動産に屬する地租の三分の二以上を納付する關係者の四分の三

の同意、又は議決權の四分の三以上を代表し不動産に屬する地租の四分の三以上を納付する關係者の三分の二の同意を得たる場合に非ざれば、之を設立することを得ない。(2)

知事は、工事が市町村に關係を有するときは市町村會、縣に關係を有するときは縣會、同時に市町村及び縣に關係を有するときは市町村會及び縣會の同意を得なければ、之を許可することを得ない(第五條)。(3)知事の許可が無ければ何等工事に着手することを得ない。知事の許可は、協議上の讓渡及び徵收に因る補償金を豫め拂渡し且つ、許可土功組合の組合員が工事費、材料費及び損失補償費の支拂に付ては、關係當事者の承認を経た擔保又は、關係當事者の協議調はざるときは民事裁判所の決定した擔保に依つて保障したる後に非ざれば、之を與ふることを得ない。(4)土功組合が無資力となつた場合には、損害を蒙つた第三者は市町村。縣又は國が該工事に關係を有し且つ之に因りて利益を得たときは、之等に對して求償することを得(第九條)。

四〇四 土功組合の費用は、直接稅徵收名簿に依つて組

合員間に分賦される。

第四款 パリの街路

四〇五 パリに於ては街路の開設、維持、建築線指定、擴張の費用は、原則として市金庫 *casse municipale* より支出される。然し特別法の定むる所に依つて、國が之に對して補助金を交付する場合が少くない。

四〇六 街路の維持に關しては、國の分擔金 *contingents* を請求して、市が之を行つてゐる。一八六六年六月二三日令に依れば、市の街路、河岸、橋梁、遊園地及び廣場にして、市會の意見を徵し且つ國務參事院の議を経たる勅令を以つて國道の間道に編入されたものに付ては、國がその費用を全部負擔することになつてゐる。尙その他の道路に付ては、國は費用の半額に相當する補助金を交付する。

四〇七 パリ市は他の市町村の如く、道路手数料を徵收する。又、停駐料、鋪裝稅 *taxe de passage* 歩道稅 *taxe de trottoir* 及び掃除稅を徵收してゐる。

四〇八 パリの街路に關する一八五二年三月二六日令

(第八條は右の外に、砂利を敷いた道路の沿道土地所有者は、舗装街路の沿道土地所有者に對する諸規則の定むる所に従つて、當初の工事費を負擔すべき旨を規定してゐる。

第五款 市町村道

四〇九 市町村道の財政制度は、他の公道のそれに比較して遙かに錯雜してゐる。この錯綜は(1)法律が市町村道の開設、擴張及び維持に要する費用に付て市町村、縣、國及び私人の協力を豫想して制度を組立ててゐること、(2)法律が最高限度を定め、これ以上の金錢的協力は市町村の義務に屬せざるものとしてゐること、(3)三種類の市町村道に關する制度が同一ならざることによるものである。

第一項 市町村の負擔

甲、費用

四一〇 市町村道に關する一八三六年五月二日法は、成規の手續を経て認定された市町村道は、市町村の負擔に屬する旨を規定してゐる。萬一の場合には、強制豫算に依り又、時には職權的課税に依つて、この費用の支辨を市町

村に強制する權限を知事に與へてゐる。

四一一 然し普通市町村道の費用は、法律の規定した特定の財源の限度に於てのみ市町村の義務費とされてゐる。之は市町村の組織に關する一八八四年四月五日法第一三六條第一八號註が、市町村道の費用を同法が定めた限度に於ける義務費の中に加へて、確立した原則である。

註 一八八四年四月五日法第一三六條要旨——市町村は左に掲ぐる費用を支辨する義務を負ふ。一八、本法の定むる限度に於ける市町村道の費用。

四一二 以上に示した限度に於て、市町村の義務に屬する費用は、(1)各種の市町村道の維持、修繕及び保存に關する費用、(2)普通市町村道の擴張及び設置に關する費用、但し之等の工事が開設又は矯正の性質を有せざる場合に限る。(3)大交通市町村道及び共通市町村道の開設、矯正、擴張に關する費用である。

四一三 普通市町村道の費用は、原則として地元の市町村の單獨の負擔に屬する。市町村が設置及び維持に關する

費用全部を支辨する旨の契約を爲して、他の市町村の區域内に市町村道を設置する許可を得た例外的な場合は別である。

四一四 共通市町村道及び大交通市町村道に關しては、縣會は市町村の分擔金を決定する。換言すれば、その新設及び維持に協力すべき市町村を指定し、各市町村が支出すべき歩合を決定するのである。この様に、或る市町村が或る市町村道に關係を有するものとして、指定される爲には、この道路がその市町村の區域を通過することを必要とせず、何等かの便益あるを以つて足る。然し他面に於て、或る市町村を指定の中に加へる爲には、他の市町村の區域に存する道路を時々使用するといふだけでは不充分であつて、この他に該道路がその市町村にとつて、日常使用する所の必要缺くべからざる交通手段となつてゐて、之を相當損傷する爲に、その維持費の一部を負擔せしめることが公平であると認められる程度に在ることを必要とする。尙、指定は該道路が區域内を通過する市町村、又は之を利用す

る上に相當近接せる市町村に及ぶのみならず、この道路より非常に離れてゐるが、それでも支線を幹線に到らしめることの出来る市町村に迄及び得るのである。

四一五 市町村の指定は道路毎に之を行はねばならぬ。これこれの市町村は、縣内又は郡内の總ての大交通市町村道又は共通市町村道の費用全部に對して協力すべしと宣言することは適法ではない。各々の市町村道路線 *Tramway Line* は獨立性を有してゐるからである。

四一六 縣會が關係市町村を指定する場合には、豫め市町村會及び郡會に諮問して置かないと無効になる。最初指定した所を變更するときも、總て同様の諮問手續を必要とする。

四一七 縣會に於て、各市町村が市町村道の個々に付て有する利害關係を研究せず、大交通市町村道全部の費用に付てその分擔金を決定した場合には、縣會の議決に對し權限超過を理由として、國務參事院に告訴することを得るであらう。然し縣會に依つて、特定の市町村道に關係を有す

るものとして指定された市町村は、行政訴訟に依つてこの認定を争ふことを得ない。

四一八 縣會は市町村道の費用に對する各市町村の分擔金を毎年決定しなければならぬ。市町村の分擔金は、市町村道に關する一八三六年法が市町村道事務に關する費用に充當する爲市町村の處分に委ねた特別財源、即ち百分の五の特別附加税註 *centimes spéciaux* 及び三日の夫役 *prestations* を以つてその最高限度とする。

註 市町村の附加税 *centimes additionnels* としては、舊來の四種の直接國税（地租、人頭動産税、窓戶税、營業税。この中後の三税は既に廢止されてゐるが、一九一七年の本税を擬制的に存置し、附加税算出の基礎としてゐる）を基礎とし、本税一フランに付百分の一を徵するのが普通である（一般附加税 *centimes généraux*）が、市町村道等の特殊の事務に付ては、特別法の定むる所に依つて高率の附加税を徵することゝ認められてゐる（特別附加税 *centimes spéciaux*）。

四一九 市町村會及び郡會は、各市町村に對して割當てられる分擔金に付て、その意見を答申しなければならぬ。

この意見が縣會を拘束しないことは云ふ迄もない。或る道路に關する費用を關係市町村に分配するには、各市町村が負擔すべき歩合、例へば五分の一、十分の一といふ様な率のみを定むべきであつて、特定の金額を決定すべきではない。各市町村の受益の程度の認定は、權限超過を理由とする行政訴訟の目的とならない（一八九七年一月一七日參事院）。

四二〇 縣會は市町村に對し、大交通市町村道及び共通市町村道の費用に充當する爲、その特別財源の收入全部を要求することが出来る。但し特に大交通市町村道に關する分擔金に付ては、特別財源の三分の二を超ゆることを得ず、残りの三分の一は共通市町村道に充てることが出来る。この場合に、市町村に普通市町村道に充當すべき何等の財源をも残して置かなくとも差支へない（一八九八年二月九日參事院）。

四二一 市町村會は、その分擔金の支辨に要する財源を毎年議決しなければならぬ。市町村會が否決した場合には

この費用は義務費であるから縣參事會の議を経たる知事の命令に依り、職權を以て之を豫算の中に加へることが出来るであらう。

乙、市町村道費の財源

四二二 普通市町村道に關しては、市町村が處分し得る基金を有するときは之を以つて充當することを要する。この種の基金を有せざるときは、縣會が特別財源の收入の中より残した剩餘額を之に充用しなければならぬ。もしこの財源を以つてしても仍ほ不足のときは、この道路の維持・整理又は新設の爲に、四種の直接税の本税に對する百分の三の臨時附加税 *centimes extraordinaires* を充てることが出来る。

四二三 大交通市町村道及び共通市町村道の費用に對する分擔金に付ては、先づ一般の經常收入を以つて之を支辨する。而して不足の場合には、特別附加税及び夫役を以つて之を支辨する。

四二四 市町村會は、市町村道の爲に四種の直接税に對

する百分の五の特別附加税及び三日の夫役を議決することを得。この二種の財源の中何れか一方を議決し又は双方を一所に議決せねばならぬ（一八三六年五月二日法）。

四二五 夫役は一種の課税 *impôt* であつて、次の方法に依つて賦課される。（一）直接税名簿に登載された市町村住民にして、年齢十八年以上六十年以下の壯健なる男子は、總て毎年三日間の夫役を命ぜられることが出来る。住民 *habitants* とは市町村に日常の居所 *residence habituelle* を有する者を謂ふ。先づ第一に、道路の良好なる状態に對する利益と、その維持に協力する義務とを構成するものが、事實上の居所である。納税義務者 *contribuables* が數個の居所を有するときは、その本據 *principal établissement* の存する居所に於て、夫役を賦課される。國に對する個人としての納税と同様に、個人としての夫役は一の市町村に於てのみ之を受くる義務を有するのである。夫役を受くる爲には納税義務者たることを必要とする。何等かの原因に因り、殊に貧困に因り名簿に登載されてゐ

ない者は、總てその理由に因つて夫役を免れる。

四二六 (一)世帯主又は營業所 *establishment* の代表者は、

土地所有者、管理人又は小作人の資格に依り、(1)年齢十八年以上六十年以下の壯健なる男子にして家族又は使用人で且つ市町村に居住する者一人毎に、(2)馬車一臺毎に、尙市町村に於て世帯又は營業所の用に供する載貨、牽引、乗用の牛馬類一頭毎に、三日の夫役を提供すべきことを命ぜられることが出来る(市町村道に關する一八三六年五月二一日法第三條)。夫役は、個人としては未だ納稅義務を有せず、

又は納稅義務を有せざるに至りたる土地所有者又は小作人に付いても、之を賦課することが出来る。夫役は物上の性質を有し、各人は各自が市町村道に付て爲すものと推定される使用に比例し又、その使用人及び耕作用具の數に依つて道路に與ふるものと想像される損傷に比例して、市町村道の修繕に寄與する義務あり、といふ原則に基いてゐるのである。この種の稅の眞の義務者は納稅義務者その者ではなくて、營業又は耕作なのである。以上の課稅物件に對し

ては、之等が常時存する市町村に於て賦課することが必要である。

四二七 夫役の割當は、直接稅に關する事務を擔任する係に委任される。夫役名簿 *role des prestations* は年度開始の少し前に公告されるのが普通である。この事前的公告の目的は、義務者に對して市町村道に關する一八三六年五月二一日法(第四條)が認めた選擇權を行使することを許すに在る。

四二八 夫役は義務者の意思に因り、金錢又は現物を以つて之を納めることが出来る。一定の期間(名簿公告の日より一月)内に選擇せざるときは、常に夫役は當然金錢を以つて之を要求することが出来る様になる。夫役は郡會の提案に因り、毎年縣會が市町村に對して勞務 *journee* の種類毎に定める價額に従つて、金錢に換算される(一八三六年五月二一日法第四條)。

四二九 市町村の大小、住民の生活の難易、生活費又は勞銀の高低等の事情を斟酌して、縣會は市町村の區域の特

定の部分に付、又は市町村の特定の種類に付て、異つた準率を定める。準率の決定は、その年度限りのものである。従つて毎會期に準率を縣會の審議に附し、縣會は之を變更しない場合には、次年度に於ても之を維持する旨を宣言しなければならぬ。

四三〇 夫役の一日分の價額は、賃銀勞働の實際價額に依つて之を定めることを要する。準率中には、次の區分しか設けないのが普通である。(1)人足一日の賃金(2)馬一日の賃金(3)牛、騾馬及び驢馬一日の賃金(準率は同額とす)(4)二輪車一日の賃金(5)四輪車一日の賃金。但し彈機附荷車 *volume suspendue* と無彈機荷車とに異なつた準率を定めることは、縣會の自由である。

四三一 期間内に現物納付を選択しなかつた爲に、税額を金錢で納めなければならなくなつた夫役義務者 *prostat* *pro* (前出四二八参照) は、直接税に付て規定された手續及び期間に依つて、その課税物件に付て異議の申立を爲すことが出来る。

四三二 夫役義務者が現物納付を選択する旨を届出でた場合には、市町村役場の吏員の差出した令書を受取れば、その所持する課税物件を携へて、令書に記載された場所に赴き、道路吏員に依つて命ぜられた工事を施行しなければならぬ。

四三三 現物夫役の執行は、時間制 *journee* 又は請負制 *à forfait* とすることが出来る。金錢代納の夫役は、豫め市町村會に依つて定められた工事の基礎及び評價に依つて、之を請負制に變更することが出来る。夫役の勞務の種類別の價額が決定されると、各住民の賦課額に應じて、この勞務を一定量の仕事に換算すれば足る。換算率は知事の認可を要する。各義務者に課する請負制の勞務は、義務者の所有する課税物件を以つて提供することを得る仕事のみに限らなければならぬ。腕のみを有する日稼人に對しては、請負制勞務として一定量の土工を指定することを得ず。個人としては納税義務を有せざるも、馬車を有する爲に賦課されたる土地所有者に對しては、請負制勞務として一定量の材料

の運搬を命じることが出来るであらう。如何なる場合に於ても、請負制勞務は材料の供給を要するものであつてはならない。又義務者をして彼が所有せざる工事用具を借入れしむるものであつてはならぬ。

四三四 知事は工事を施行すべき時期を決定する。市町村長は道路吏員と提携して工事場の組織を定める。納税義務者をして成るべく支障なく夫役を濟ませ得る様にする爲に、課税物件を適當に組合はさなければならぬ。夫役義務者は令書中に指定された工事道具を持つて來なければならぬ。夫役義務者が令書に應ぜず、又は割當てられた工事を施行せず若くは粗雑に施行するときは、この夫役義務者の賦課額は、金錢を以つて之を徴收することが出来る。

四三五 如何なる場合に於ても、夫役義務者に對し一年内に三日以上の夫役を提供する義務を負はしめることを得ない。もし年末に於て、或る日數の夫役が未だ使用されずに残つてゐるときは、夫役義務者は夫役を免除せられるのである。未だ施行せざる工事の爲、翌年に之を繰越す譯に

はゆかない。

四三六 一九〇三年三月三十一日法第五條は、市町村に對して夫役の勞務を道路税 *taxe vicinale* に代へる權能を賦與してゐる。各個人の夫役の全部若くは一部を道路税に代へ又之を全部道路税に代へた後に於ては、牛馬及び荷車の夫役の全部若くは一部をも道路税に代へることが出来る。

四三七 道路税は、その收入總額が夫役の價額に相當する金額になる様に課率を定めた上、四種の直接税に對する附加税として之を賦課する。附加税の課率が百分の二十を超ゆるに至るときは、縣會の許可を得なければ、夫役を道路税に代へることを得ない。

四三八 義務者は、道路税を現物で納付することが出来る。但し道路税が一フランを降らず、且つ一定の期間内にこの權能を行使する旨を届出でた場合に限る。現物納付は夫役に關する規定に依るものとす。夫役の金錢納付に付て縣會が定めた價額に依つて算出した時間制勞務に依り、又は市町村會の提案に因り縣委員會が決定した換算率に依る

請負制勞務に依つて實行される。

四三九 夫役を附加税に換へることは、市町村の納税義務者全部をして市町村道の維持に寄與せしめ、この義務を専ら土地所有者及び小作人、竝にその使用人及び牛馬のみに負擔せしめない効果を有する。従つて道路税の義務者となる爲には、夫役を賦課せられたことを必要としない。夫役を免除する事情が存しても、そのみでは道路税は納付義務を免除されないのである。

四四〇 市町村會が、市町村道の費用の支辨に要する百分の五の附加税又は三日の夫役を議決することを拒否したときは、知事は職權を以て之を賦課することが出来る(一八六三年五月二一日法第五條)。

四四一 之等の通常財源の外に、市町村はその道路網の新設、矯正、整理又は維持の爲、一九〇二年四月七日法の定むる條件に於て、臨時課税を議決することが出来る。又市町村の組織に關する一八八四年四月五日法及び一九〇二年四月七日法の定むる普通の條件に於て、借入金 *emprunt*

を爲すことも出来る。

第二項 縣 費 補助

四四二 市町村道に關する一八三六年五月二一日法(第八條)は、大交通市町村道及び共通市町村道のみならず、普通市町村道に付ても、縣費補助を爲すことを認めてゐる。

尤も前者に付ては何等制限はないが、後者は非常の場合たることを要する。補助は常に縣にとつて隨意的のものである。縣會はその經常の一般財源、又はこの目的の爲に議決することを許された百分の七の特別附加税の收入を、この補助に充當することが出来る。

四四三 最後に、縣會は臨時課税及び借入金の收入を以つて、市町村道の補助に充つることを議決することを得(縣會に關する一八七一年八月一〇日法第四〇條及び第四一條、一八九八年七月二一日法を以て改正)。

四四四 縣會は縣から大交通市町村道及び共通市町村道並に普通市町村道に交付する補助金の割當を行ふ(一八七一年八月一〇日法第四六條第七號)。縣會がこの割當を自

己の權限に留保してゐない場合には、縣委員會が之を行ふ（同上第八一條）。

第三項 國庫補助

四四五 市町村道の道路網の完成及び擴張の爲、縣及び市町村に對する補助に使用すべき多額の經費が、屢々特別法に依つて内務省の豫算に計上されてゐる（一八四八年九月二二日法、一八六二年七月二日法、一八六八年七月一日法、一八七九年四月一〇日法、一八八〇年三月一日法、一八八一年七月三〇日法、一八八三年四月二日法、一八八五年三月二一日法、一八八五年七月二二日法、一八八九年七月一七日法）。

四四六 國庫補助は二様の形式に於て行はれてゐた。一は所謂直接補助 *subvention directe* であつて、國から直接に縣及び市町村に與へられる交付金 *allocation* である。他は所謂助成 *subvention* であつて、國が縣及び市町村に使用せしむる極めて低利の貸付金 *avance* である。この場合に、銀行で借りなければならなかつたときに支拂ふべき利

子との差額が、間接補助となり又は補助の補充となる譯である。この制度は一八六八年に始まり、一八九三年に市町村道基金 *la Caisse des chemins vicinaux* が廢止される迄活動したのである。

四四七 現在では、國は事業費に對する直接補助しか與へてゐない。毎年、財務法中の一條は、市町村道に對する補助の爲、市町村道の補助に關する一八八〇年三月一二日法並に一八八〇年六月三日及び一八九五年七月四日の諸規則に依り、内務大臣が市町村道の新設に付、縣及び市町村に交付することを認められた補助の總額を決定する。國の協力は市町村の道路網の完成を目的とするものであるから、整理、鋪裝、改裝、下水渠等を除いた所謂新設工事のみを補助するのである。

四四八 補助は、臨時財源に依つて補填すべき部分のみを考慮して交付される。之に反して普通市町村道に關して市町村に交付される國庫補助は、一八八〇年三月一二日法第四條に基づいて發せられた市町村又は縣に交付すべき補

助に關する一八八〇年六月三日令（一八九五年七月四日令を以つて改正）附録甲號表に依り、一平方キロメートル當りの市町村附加税の價額を基準として算出されるのである。

同様に、大交通市町村道及び共通市町村道に付ては、縣はその特別財源の剩餘額を使用し盡した場合でなければ、國庫補助を申請することを得ない。國の協力は議會 *Parliament* に依つて議決された毎年度の豫算に依つて制限せられ、その範圍内に於て行はれるのである。

四四九 毎年市町村會は普通市町村道に付、縣會はその他の市町村道に付て、國庫補助を申請すべき路線を指定しなければならぬ。市町村から國庫補助を申請する新設工事の費用は、成規の手續に依つて調製し且つ認可を受けた計畫書を以つて之を決定しなければならぬ。市町村の補助申請は縣會に附議せられ、縣會が申請に係る補助の交付又は拒否を決するのである。

四五〇 國の補助は、縣及び市町村が工事費の支拂の爲

その負擔すべき部分を全部支出し終つたことの證明がある迄支拂はれない。補助は交付せられた年度及びその後の二年度内に使用しなければならぬ。然らざるときは補助を取消される（一九〇〇年三月一五日法）。

第四項 特別負擔金

四五一 以上に掲げた財源の外に、運搬に依り道路を著しく損傷する産業者に課せられる特別負擔金 *subvention speciale* のことを附加して置かねばならない（市町村道に關する一八三六年五月二一日法第一四條）^註。この負擔金は市町村にとつては隨意的のものであつて、一種の不可知收入 *Recette éventuelle* となつてゐる。

註 一八五六年三月二一日法第一四條要旨——(1)市町村に依りて通行可能の狀態に維持せられたる市町村道が私人、公共團體、王室又は國に所屬する鐵山、石截場、森林その他一切の産業上の事業に依り常時又は臨時に損傷せられたる場合に於ては、事業又は運送が何人の爲に行はるるやに依りて企業者又は所有者に對し、特別負擔金を賦課することを得。特別負擔金の額は、事業の實に歸すべき異常の損傷に比例して之を

定む。(2)特別負擔金は義務者の選擇に依り金錢又は夫役を以つて之を納付することを得。特別負擔金は専ら損傷を生じたる道路の爲之を充當すべし。(3)特別負擔金は毎年市町村の申請に因り縣參事會に於て、鑑定人の意見を聽き之を定め、直接税に關するものとして徴收す。(4)鑑定人は第一七條の定むる方法に依りて之を選任す。(5)特別負擔金は又豫約に依りて之を決定することを得。この場合に於ては縣參事會の議を経て知事之を定む。

(參照) 第一七條——(1)補償を協議に依りて決定することを得ざるときは、一人は郡長、他の一人は所有者に依つて選任せられたる鑑定人の報告に基き、縣參事會之を定む。(2)鑑定人の意見一致せざるときは縣參事會は第三鑑定人を選任す。

四五二 特別負擔金を徴收する爲には (1)請求の對象たる道路が市町村道であつて、且つ通行可能の状態 *state of viability* に在ること(2)請求の原因たる損傷が異常 *extraordinary* なること(3)この損傷が産業的性質を有する特定の事業に依りて生ぜしめられたことを必要とする。道路に付て行はれる通常の使用に對應する夫役と異なり、特別負擔金の方は異常の使用に對應するものである。

四五三 通行可能状態の調査は、次の方法に依つて行はれる。毎年一月の始に、通行可能の状態に維持せらるる道路の表を告示し、且つ市町村内に掲示する。この表は道路吏員が作成し、普通市町村道の場合は市町村長、その他の市町村道の場合は知事が之を決定する。何れの場合に於ても告示及び掲示は、市町村長の責任に於て之を行ふのである。關係者は十日内に意見書を提出し、對審調査 *contradictoire* は區道路吏員 *agent voyer cantonal* に依つて行はれる。尙、關係者がこの手續を請求しなかつたといふ事實は、異議申立權の喪失を生ぜしめるものではない。唯、反證を擧げて道路が通行可能状態に在る旨の推定を覆すことを要するだけである。

四五四 損傷が異常なること、即ち日常の使用に因つて生ずる通常の磨損の程度を超えてゐることを必要とする。損害が異常なりや否やの問題は事實問題であつて、之を解決するのは判事の權限に屬する。

四五五 特別負擔金は何人に對して之を請求することを
得るか。市町村道に關する一八三六年五月二日法は、鑛
山、石截場及び森林その他一切の産業 *enterprise indus-*
triale の經營者（單なる商業者及び農業者を除く）を擧げ
てゐる。一九〇一年四月一七日法は射撃の執行又は運搬に
因りて生ぜしめた異常の損傷に付ては、國も同様にこの義
務ありとしてゐる。

四五六 特別負擔金は運搬が何人の爲に行はれたるかに
依つて、企業者又は所有者に對して之を要求することが出
來る。

四五七 特別負擔金は年々決定される。現實の損害が發
生した後、請求を爲す前の年度中に之を決定しなければな
らない。道路の種類に依り、市町村長又は知事を通じて、
關係市町村から之を請求する。各產業者に對して請求する
費用の計算書を各自に送達する。產業者がその債務の存在
又は額を承認することを拒みたるときは、市町村長又は知
事は事件を縣參事會に移し、縣參事會は職權に因り、又は

當事者の申請に因つて鑑定を命じる。鑑定人は一人は郡長
他の一人は產業者が之を選任する。鑑定人の意見が一致し
ないときは、縣參事會が第三鑑定人を選任する。

四五八 鑑定はその申請があつた場合には、必ず之を
行はなければならぬ。縣參事會は鑑定人の報告に基き、
特別負擔金の額を定める。この額は、企業者の責に歸すべ
き損傷の程度に比例することを必要とする。負擔せしむべ
き額を決定するには、道路に於ける産業的交通と一般的交
通との相對的重要性、運送が行はれたる季節、距離、運送
品の數量及び重量を斟酌しなければならぬ。縣參事會の決
定に對しては國務參事院に上訴することが出来る。國務參
事院に於ては、この種の訴訟を直接税に關する事件として
取扱ひ、特別訴訟部（前出六六參照）に於て之を審理する。

四五九 特別負擔金は又、豫約 *abonnement* に依つて
之を極めることも出来る。その額は、一定の期間内毎年納
付すべき特定金額を以つて決定される。豫約は縣委員會の
認可を受けなければならぬ（縣會に關する一八七一年八月

一〇日法第八六條第三項註)、行政廳はこの方法を事業者に強制することは出来なす。

特別負擔金納は義務者 *subventionnaire* は現物納付 *aguiement en nature* 又は金錢納付 *aguiement en argent* の何れか一方を選択する権利を持つてゐる。

註 一八七一年八月一〇日法第八六條要旨——縣委員會は一八三六年五月二一日法第一四條末項(前出四五—註參照)に依る市町村道の損傷に對する特別負擔金の豫約を認可す。

四六〇 特別負擔金は、専ら損傷を蒙つた道路の修繕に充當される。

第七款 里 道

四六二 里道の費用は、認定里道に關する費用と雖も、市町村の義務費とはなつてゐない。農事法に關する一八八一年八月二〇日法は、舊來の手段を市町村の處分に委ねるに止まつてゐる。之等の手段を使用すると否とは市町村の隨意である。一般に、市町村は認定里道の維持に付ては、一般財源を以つてその費用を支辨してゐる。

四六三 經常財源が不足の場合には、一日の夫役又は、四種の直接税の本税に對する百分の三の臨時附加税を以つて、之等の道路の費用を支辨することが認められてゐる。この百分の三の附加税は市町村會の議決を以つて足り、別段上級行政廳の認可を要しない。附加税の課率を増加し又は借入金に依ることを要する場合の議決は、市町村會に關する一八六七年七月二四日法の定むる所に依り、知事の認可又は勅令に依る許可を必要とするであらう(一八八一年農事法第一〇條)。

四六四 他面に於て、一八八一年八月二〇日法(一九〇一年四月一七日法を以つて改正)第一一條註は、道路に異常の損傷を生じた場合に於ける一八三六年法の特別負擔金制度を里道に擴張してゐる。之等の特別財源は何れも未認定里道 *chemin rural non reconnu* の維持に充當することを得なす。

註 一八一一年八月二〇日法第一一條要旨——(1)通行可能の狀態に維持せらるる認定里道が私人、公共團體又は國に所屬す

る鑛山、石截場、森林その他一切の産業上の事業に依り常時又は臨時に損傷せられたる場合に於ては、事業又は運送が何人の爲に行はるるやに依りて企業者又は所有者に對し特別負擔金を賦課することを得。特別負擔金の額は事業の責に歸すべき異常の損傷に比例して之を定む。(2)特別負擔金は義務者の選擇に依り金餘又は夫役を以つて之を納付することを得。

特別負擔金は専ら損傷を生じたる道路の爲之を充當すべし。

(3)特別負擔金は毎年市町村(又は市町村組合)の申請に因り縣參事會に於て鑑定人の意見を聽き之を定め、直接税に關するものとして徵收す。(4)鑑定人は一八三六年五月二一日法第一七條(前出四五)註参照)の規定に依り之を選任す。(5)特別負擔金は又豫約に依りて之を決定することを得。この場合に於ける協定は縣委員會の認可を受くべし。

四六五 課税に依る財源の外に市町村は、里道の維持に付て利害關係を有する土地所有者の自發的の寄附 *souscription* を受けることが出来る。市町村長は之等の寄附を採用し、その計算書を調製する。計算書は知事に依つて執行力を附與される。寄附が夫役に依る場合には、督促の後猶ほ履行なきときは、市町村の夫役に付て定められた準率に

従ひ、金錢に換算して徵收する。縣參事會は寄附者の異議申立を裁決する。國務參事院は、縣參事會の裁決に對する控訴を審理するが、この場合は直接税に關する事件として取扱はないで、普通の係争事件に關する手續に依るのである(前出六五参照)。

四六六 農事は重要な財源を創設する權能を市町村に賦與したけれども、現在の道路を維持整理し、又必要と認むる里道を新に開設する爲には猶ほ不足の場合もあり得ることである。同法は斯る場合に於ては、道路の開設、整理又は維持に利害關係を有する土地所有者が、土功組合に關する一八六五年六月二一日法に依つて規定されたものと類似的の自由土功組合又は許可土功組合 *association syndicale libre ou autorisée* を組織して、市町村の行爲を代行することを認めてゐる。

四六七 市町村長は職權を以つて關係者全部を個別的に招集することを得。關係者三人以上の請求あるときは、市町村長の義務として之を行はねばならぬ。市町村長は關係者

が、爲すべき工事の必要性に付て討議し、その施行を擔任する様に勸奨する。市町村長は投票を集め、賛成者の數を記載する（農事法に關する一八八一年八月二〇日法第一九條）之等の組合の設立に必要な賛成者の數は、その目的に依つて異なつてゐる（同法第二一〇條註）。

註 一八八一年八月二〇日法第二〇條要旨——(1)里道を通行可能な状態に置き又は維持する爲に必要な工事の擔當に付、里道の通ずる土地の總面積の三分の二以上を占むる關係者の過半數、又は總面積の二分の一以上を占むる關係者の三分の二の同意あるときは、組合は成立するものとす。(2)整理及び一部の擴張に關する工事に付ては、關係土地の總面積の四分の三以上を占むる關係者の過半數、又は總面積の二分の一以上を占むる關係者の四分の三の同意あることを要す。(3)開設矯正及び全體の擴張に關する工事に付ては、關係者全員の同意あることを要す。

四六八 知事は同法の要求する手續を遵守したるや否やを調査したる後、必要と認むるときは組合を許可する。市町村が工事費の一部を負擔することに同意したるときは、

知事はその命令を以つて、市町村會が契約した補助の方法及び額を認可する（第二二條）。組合は同法に依つて附與せられた權利を行使する。組合は縣廳の監督の下に活動し、費用は直接税に關する手續に依つて徴收される。

第八節 道路に關する職員

四六九 國道は道路局 *le service des Ponts et chaussées* の所管となつてゐる。フランスは數個の一般監督網に分たれ、その各々に數多の縣が含まれてゐる。各縣に主任道路技師 *ingénieur en chef des Ponts et chaussées* 一人を置き、又各郡に普通の道路技師 *ingénieur des Ponts et chaussées* 一人を置く。主任道路技師及び道路技師は 道路監督 *conducteurs des Ponts et chaussées* に依つて補助される。

四七〇 國道の維持工事は、一人の土木工夫主任 *caudatier en chef* の監督の下に、日給の土木工夫 *caudatiers* が之を施行する。その職制は一八八二年二月二〇日土

木省令に依つて規定されてゐる。土木工夫は各々特定の區域（之を工區と稱する）内に於ける國道の日常の維持に關する手業工事を擔當してゐる。主任道路技師の提出した名簿に因り知事が之を任命する。知事は又、主任道路技師の内申又は意見に基き、之を解任することも出来る。土木工夫の給料は知事が之を定める。

四七一 縣會に關する一八七一年八月一〇日法第四六條第六號註に依れば、縣道工事の監督 *direction* は道路技師に對する義務とはなつてゐない。又縣會は道路技師から監督權を取上げて、縣内に於て既に市町村道に關する事務を擔任してゐる吏員 *agent* に之を委任し、又は他の適當と認むる者、之を委任することも出来る。

註 一八七一年八月一〇日法第四六條第六號要旨——縣會は左に掲ぐる事項を決定す。六、道路の編入及び方向。縣道の新設、矯正又は維持の爲施行すべき工事の計畫書、設計圖及び仕様書。縣道の新設及び維持を擔任すべき職員の指定。

四七二 市町村道に付ては、一八三六年五月二一日法は

道路吏員 *agents voyers* の設置を規定してゐる。一八七一年八月一〇日法第四六條第七號註は縣會に對して、市町村道に關する工事の施行を委任すべき職員を指定することを認めてゐる。道路（縣道及び市町村道）に關する事務を全部道路技師又は道路吏員に委任し、又はこの事務を之等の間に分配することが出来る。然し市町村道の爲に純然たる縣の職員を設けることを得ない。

註 一八七一年八月一〇日法第四六條第七號要旨——縣會は左に掲ぐる事項を決定す。七、大交通市町村道及び共通市町村道の編入及び方向。右の道路の新設及び維持に協力すべき市町村の指定及び各市町村の毎年度の分擔金の決定。國又は縣の資金より各種の市町村道に交付する補助金の割當。大交通市町村道及び共通市町村道に關する工事の施行を委任すべき職員を指定、並に縣の負擔に屬する工事の施行方法。

四七三 縣の市町村道路部 *service vicinal* には、那の道路吏員及び區の道路吏員の監督者たる主任道路吏員 *agent-royer en chef* 一人を置き、知事之を任命する。縣會は道路吏員の銓衡に關與し、又は昇進若くは解任の問題に

干渉することを得なす。

道路吏員はその居住地の民事裁判所に於て宣誓 *Présenter hon-dun serment* を行ふことを要する。その俸給は縣會に依つて定められる。

四七四 道路吏員は大交通市町村道及び共通市町村道に付ては知事の監督の下に活動し、普通市町村道に付ては市町村長の監督の下に活動する。市町村道の維持に付ては、土木工夫を指揮することが出来る。土木工夫は、擔當する市町村道の種類の如何に依つて、知事又は市町村長が之を任命する。里道に付ては、市町村はその事務を道路吏員又は他の吏員に委任することが出来る。

四七五 縣の市町村道路部は知事と別個の行政機關ではなくて、その補助機關たるに過ぎない。固有の権限を有せず、又法人格を持つてゐない。市町村道に關する訴訟は、道路の種類に依つて、市町村長又は知事が之を行ふ。

四七六 市街地道路に關する事務は、市町村に依つて道路技師、道路吏員又は市町村長の任免に係る道路技術員

architecte voyer に委任される。

第九節 耕作道

四七七 耕作道 *chemins ou sentiers d'exploitation* は、専ら各種の土地相互間の交通又は耕作の用に供せられる私道である。權原なき場合に於ては、その沿道土地所有者に屬するものと推定される。沿道土地所有者は各自權利を有するも、その使用は總ての關係者に共通である。耕作道の使用は一般公衆に對して禁止することを得（農事法に關する一八八一年八月二〇日法第三三條）。

耕作道の通じてゐる土地の總ての所有者は、その維持に必要ななる工事に對し、その受益の程度に應じて、互に資金を贖出することを要する（一八八一年法第三四條）。關係者は何時にても該道路に對する自己の所有權又は使用權を拋棄して、この出捐を免れることが出来る（一八八一年法第三七條）。

耕作道は、その使用權を有する土地所有者全員の同意が

なければ、之を廢止することを得ない（一八八一年法第三五條）。

耕作道は一般に、交通路に關する總ての義務を免ぜられる。

この道路の所有權又は廢止に關する争訴は、略式訴訟事件として裁判所に依つて裁判される。農事法第三四條註に定むる工事に關する争の決定は、治安判事の權限に屬する（一八八一年法第三六條）。

註 一八八一年八月二〇日法第三四條要旨——耕作道の通ずる

土地の所有權者は、その維持に必要な工事に對し、その利害關係の割合に應じ、互に出捐すべき義務を負ふ。

第一〇節 登録税及び印紙税

四七八（一） 建築線

建築線の申請書には印紙税を課せられる。

建築線に關する命令は印紙税及び登録税を免除される（財務に關する一八八一年五月五日法第八〇條）。然して

の命令が所有權の移轉を行ふ場合には、移轉税 *Droit de mutation* を徵せられる。尤も公用徵收に關する一八四一

年五月三日法の適用に依る場合、又は街路若くは廣場、市町村道及び認定里道の開設、變史、擴張の爲成規の認可を受けた建築線計畫の施行に依る場合は別であつて、この場合には印紙税は課せられるが、登録は無料で行はれる（公用徵收に關する一八四一年五月三日法第五八條、一九〇〇年度歳入出總豫算の決定に關する一九〇〇年四月一三日法第三條）。

四七九（二） 市、町、村、道

圖面、調書、證明書、送達書、判決書、請負契約書、納入契約書、工事の入札、領收書その他、専ら市町村道の新設、維持及び修繕を目的とする證書は、印紙税及び三フラン六〇センチムの定額登録税を課せられる。登録税は當初一フランであつたものが、數次の法律改正に依つて漸次増加されたのである（市町村道に關する一八三六年五月二一日法第二〇條、一八五〇年度歳入出總豫算の決定に關す

る一八五〇年五月一八日法第三〇條、登録税に關する一八七二年二月二八日法第四條、國庫の新財源の創設に關する一九二〇年六月二五日法第二八條、節約の實現、國庫の新財源の創設その他財務に關する一九二四年三月二二日法第三條。この規定は、市町村の街路にして法定の手續に依り市町村道の延長として認定せられたるものに關する證書にも適用される(一八八八年八月二〇日登録局解釋)。

四八〇 (三) 里 道

里道の新設、維持及び修繕のみを目的とする證書も亦三フラン六〇センチムの登録税を徴收される。里道に關する登録税は當初は一フラン五〇センチムであつた(農事法に關する一八八一年八月二〇日法第一八條、國庫の新財源の創設に關する一九二〇年六月二五日法第二八條、節約の實現、國庫の新財源の創設その他財務に關する一九二四年三月二二日法第三條)。

(畢り)

バンボメーターの利用は米國では盛んであるが我邦では左程重用せられない、九號國道の改良工事に使用せられて居る現状を視察して大に利する所があつたと第八回道路職員講習會の實地視察員の一人が話して居つた。然る處内務省土木試験所では自動車路面に及ぼす衝撃に關して研究し其結果を同試験所報告第二十六號及第二十七號に涉つて報告せられて居る、其緒言に『凹凸が存在する路面上を自動車が行する時、車體は障害物の爲に上下振動を起し、車輪の路面に及ぼす壓力は衝撃(イムパクト)の爲に著しく増大する。イムパクトの大きさは鋪裝版の設計に必要なのみならず路面附近に存在する工作物に自動車及び振動の大きさを支配する重要な因子である。』と述べてあるが中々有益なる研究であつて路面工法上に利する所なるべきは疑を容るるの餘地がないが此研究の利用に就ては尙多大の考慮を要するは勿論である、コンクリート鋪裝工事關係方面では熟讀玩味すべき文献である。